

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和8年8月14日

名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第3号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 名古屋地方検察庁 令和8年第1号

2 犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日
令和8年8月14日

3 終了決定をした理由

資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（3円）が生じたものの、当該残余給付資金では特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。

4 この公告に関する問い合わせ先

〒460-8523 名古屋市中区三の丸4丁目3番1号
名古屋地方検察庁被害回復事務担当
電話番号 052-951-1490

- 上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（名古屋地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記4のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（名古屋地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。